

「第32回神戸ルミナリエ」広報 PR 業務 仕様書

1 委託業務名

「第32回神戸ルミナリエ」広報 PR 業務

2 事業の目的

神戸ルミナリエは、阪神・淡路大震災犠牲者への鎮魂の意を込めるとともに、都市の復興・再生への夢と希望を託して、大震災の起こった1995年12月に初めて開催し、震災の教訓を語り継ぐとともに、神戸の希望を象徴する行事として多くの皆様に支えられ開催している。神戸ルミナリエを通じ、地元団体等との連携を図りながら地域経済の活性化と、鎮魂と復興への想いを未来へ繋いでいくことを目的とする。

3 業務の目的

第32回神戸ルミナリエの開催に当たり、2024年開催の第29回神戸ルミナリエから導入した新たな開催形態や開催時期の定着を図るとともに、各会場の魅力や開催意義を戦略的かつ効果的に発信し、神戸ルミナリエの認知度及びブランド価値の向上を図ることを目的とする。特に、市内外に向けて開催時期や会場構成等の情報を的確に周知し、来場促進及びメリケンパーク会場（有料エリア）の価値向上並びに鑑賞券の販売促進につなげる。

4 委託期間

契約締結日から2027年2月28日まで

5 委託金額の上限

3,500,000円（消費税を含む）

※受託者の業務履行が良好であると神戸ルミナリエ組織委員会が判断した場合、

最長3年間（第32回から第34回まで）の契約更新を実施する可能性がある。

※神戸ルミナリエ組織委員会にて神戸ルミナリエの開催が決定しない場合は実施しない。

6 第32回神戸ルミナリエ概要

(1) 日程

本番 2027年1月29日（金）～2月7日（日）10日間

ハートフルデー、試験点灯は1月27日（水）を想定

(2) 会場

メリケンパーク、東遊園地および旧居留地

（小作品の展示や連携ライトアップを実施予定）

(3) 入場料（メリケンパーク有料エリア、東遊園地は無料）

前売券 平日 500円 土日 750円

当日券 平日 1,000円 土日 1,500円

団体券 平日 400円 土日 600円

7 業務内容

受託者は、第32回神戸ルミナリエ（以下「本件行事」という。）の成功および社会的認知度の最大化を目指し、以下の広報 PR 業務を遂行する。

(1) PR 戦略の策定

情報収集・発信手法の変化や多様化(人工知能等)を踏まえ、各種メディアやデジタル媒体を効果的に活用した広報 PR 戦略を策定する。

①本件行事の特性に応じた PR ストーリー、訴求コンセプトの設計

②ターゲットメディアの選定およびアプローチリストの作成

ターゲットメディアは、開催時期及び開催形態の神戸市内・兵庫県内での認知定着を図るために効果的な媒体を優先すること。また、将来的な認知拡大を見据え、関西圏、近隣県、首都圏及び全国への波及効果も考慮した戦略的なメディア構成及びアプローチ方法を提案すること。

③本件行事開催に向けた広報スケジュールの策定

④本件業務の目的を踏まえた広報 PR 活動の目標及び KPI（重要業績評価指標）の設定

KPI を設定するとともに、その達成に向けた実施方針を提案すること。KPI については、メディア露出件数及び広告換算額に加え、開催時期及び開催形態の認知定着、ターゲット地域への情報到達状況その他本件業務の目的に応じた指標を含めて提案すること。

(2) メディアリレーションズ（パブリシティ活動）

①選定したターゲットメディアの記者、編集者、ディレクターへの個別アプローチ（企画持ち込み・プロモート活動）

②メディアの関心を惹くための取材切り口（ニュースネタ）の企画・提案

③メディアからの事前問い合わせ、企画打診への一次対応および情報提供

※いかなる露出手法においても、発生する費用はすべて委託金額に含むものとする。

(3) プレスリリースの作成、配信

①本件行事開催（告知・当日取材案内等）に伴うプレスリリースの企画、原稿作成、および校正

②プレスリリース配信サービスを活用したメディア向け一斉配信の代行

(4) メディア対応（本件行事当日含む）

- ①（事前対応）メディアからの取材申し込みの受付、管理、及び取材スケジュールの調整
- ②（当日対応）本件行事会場におけるメディア受付の設置、記者・カメラマンの誘導、現場アテンド、取材コントロール
- ③（事後対応）当日来場できなかったメディアに対するオフィシャル素材の速やかな提供対応※オフィシャル素材は神戸ルミナリエ組織委員会にて撮影

(5) 効果測定、レポート作成

- ①本件行事实施後におけるメディア掲載・放映結果の調査（クリッピング）
- ②掲載媒体名、掲載日、露出規模、広告換算額等をまとめた「実績報告書（PR レポート）」の作成〔提出締切：2月28日まで〕
- ③（1）④において設定した KPI の達成状況について分析・評価を行い、その要因、課題及び改善方策を含めた効果検証結果を実績報告書に取りまとめること。

(6) 業務管理・進捗報告

- ①本業務の進捗状況、実施内容、今後の実施予定等について、原則として月1回以上、進捗報告を行う。進捗報告会は対面、オンラインのいずれかにより実施する。
- ②進捗報告は、発注者が指定する日時・方法により実施するものとし、必要に応じて報告資料を作成・提出すること。
- ③メディアへのアプローチ状況、取材調整状況、掲載見込み等について、発注者から求めがあった場合は速やかに報告すること。

8 著作権・権利侵害について

受託者は、本件業務において制作した著作物（以下「PR 著作物」という。）に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を神戸ルミナリエ組織委員会に譲渡する。また、PR 著作物に係る著作者人格権を神戸ルミナリエ組織委員会に対して行使しないものとし、その他の第三者に対しても、神戸ルミナリエ組織委員会の書面による事前の同意がない限りこれを行行使しないものとする。なお、これらの著作権譲渡及び著作者人格権不行使の対価は、委託金額に含まれるものとする。

受託者は、PR 著作物が第三者の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等（以下「知的財産権等」という。）を侵害していないことを神戸ルミナリエ組織委員会に対して保証するとともに、第三者の知的財産権等を侵害することが認められた場合は、それによる侵害と対応に要した一切の費用を神戸ルミナリエ組織委員会に補償するものとする。

PR 著作物に関して神戸ルミナリエ組織委員会が第三者から知的財産権等の侵害に係る主張又は請求を受けた場合、神戸ルミナリエ組織委員会は、受託者に対し、当該主張又は請求への対応に関して、必要な協力を求めることができるものとする。

また、メディアリレーションズ及びメディア露出の際に各種法令を遵守するとともに、神戸ルミナリエ組織委員会が景品表示法とその他各種法令を遵守するために必要な協力を行うものとする。

9 反社会的勢力の排除

- (1) 発注者及び受注者は、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと、暴力団等の支配・影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または役職員が暴力団等の構成員ではないことを表明し、保証する。
- (2) 発注者または受注者は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告することなしに直ちに業務委託契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。
- (3) 発注者又は受注者は、前項の規定により業務委託契約を解除した場合には、相手方に損害が生じて、これを一切賠償しない。

10 注意事項

- (1) 善管注意義務
受託事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行する。
- (2) 第三者委託
受託事業者は、当該事業の一部を第三者に再委託し、または請け負わせることができる（市内に事業所を構える企業への再委託等を優先して行う）。
- (3) 関係法令の遵守
受託事業者は、関係法令等の規定を遵守しなければならない。
- (4) 業務実施にあたっての注意点
以下の事項を含む内容で実施することは認めない。
 - ①公序良俗に反する恐れのあるもの
 - ②違反行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
 - ③人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - ④誹謗中傷を含むもの
 - ⑤業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
 - ⑥政治性のあるものや選挙に関するもの
 - ⑦宗教性のあるもの
 - ⑧社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
 - ⑨社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
 - ⑩神戸ルミナリエのイメージを低下させる恐れのあるもの
 - ⑪その他社会通念上に照らして組織委員会が不適当と認めるもの
- (5) 損害賠償責任の所在
本業務に起因して、設備等を破損・紛失した場合や、それにより第三者に損害を与えた場合は、その損害の補償・賠償を行う。